

信州大学 授業料免除 の申請等に関する 説明会

訂正版

説明会の時間帯について、
赤字の学部が変更されて
います。ご注意ください。

以下のとおり説明会を行いますので、申請を希望する学生は出席してください。

日 時： 平成 31 年 4 月 2 日（火）（時間は下表参照）

場 所： 全学教育機構 20 番講義室

自分の学部の説明会に出られない場合は、他学部の時間帯の説明会に出席してください。

	対象者	時間
日本学生支援機構 奨学金採用候補者説明会 ※1 貸与 給付	「平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知」を、高校等から受け取っている方	教育学部・人文学部・経法学部・繊維学部の学生 午前 9:00 ~ 9:50 医学部・農学部・理学部・工学部の学生 午後 1:30 ~ 2:20
日本学生支援機構 奨学金申請説明会 貸与	奨学金の申請を希望する方、採用候補者で貸与種別（第一種・第二種）の変更を希望する方 ※2	教育学部・人文学部・経法学部・繊維学部の学生 午前 10:10 ~ 10:50 医学部・農学部・理学部・工学部の学生 午後 2:40 ~ 3:20
授業料免除等申請説明会 ※3	平成 31 年度分授業料について免除・徴収猶予・月割分納の申請を希望する方	教育学部・人文学部・経法学部・繊維学部の学生 午前 11:10 ~ 11:50 医学部・農学部・理学部・工学部の学生 午後 3:40 ~ 4:20

※1 奨学金 採用候補者説明会の出席者は、次のものを必ず持参してください。

- 貸与
- ① 平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知
 - ② 貸与奨学金 採用候補者のしおり
 - ③ （該当者のみ）「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」及び添付書類

- 給付
- ① 平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知
 - ② 給付奨学金 採用候補者のしおり
 - ③ （自宅外通学者）自宅外通学であることの証明書類（詳細は給付奨学金 採用候補者のしおり 9 ページ「準備③ 進学時に用意する書類の最終確認」を確認してください。こまくさ寮生は不要。）

※2 次のような場合は、「採用候補者説明会」と「申請説明会」の両方に出席してください。

- ・高校等で予約採用に申請し、給付奨学金に決定しているが、第一種奨学金や第二種奨学金も申請したい。
- ・高校等で予約採用に申請し、第二種（第一種）奨学金に決定しているが、第一種（第二種）奨学金に変更したい、又は、併用（第一種・第二種両方）したい。

※3 日本学生支援機構 給付奨学金採用候補者は「授業料免除等申請説明会」への出席は不要です。（給付対象である限りは、授業料免除の申請をしなくても授業料を全額免除とします。）

【説明会に出席できない場合】

- 奨学金の採用候補者説明会及び申請説明会に出席できない場合は、4月3日(水)～5日(金)（8:30～17:00）に担当窓口に来てください。ただし、採用候補者に決定している方で、4月の初回振込を希望する方は、4月4日(木)までに来てください。
- 授業料免除等申請説明会に出席できない場合は、4月3日(水)～5日(金)（8:30～17:00）に担当窓口に来てください。

《保護者の皆様へ》

説明会会場の収容人数が限られているため、出席は入学者本人のみとさせていただきますのでご了承ください。学生さんが分かりやすいように説明しますのでご安心ください。

【日本学生支援機構 貸与奨学金について】

I. 奨学金の種類について

【第一種奨学金】

無利息の貸与奨学金です。優れた学生等で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与されます。

【第二種奨学金】

利息付きの貸与奨学金です。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与されます。

(平成30年11月末現在の貸与利率 利率固定方式では年0.33%、利率見直し方式では年0.01%、上限3.0%)

入学時特別増額貸与奨学金

利息付きの奨学金です。日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を希望したが、融資を受けられなかった世帯の学生を対象とする制度です。希望により、初回振込み時の月額に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円を増額して貸与を受けることができます。（貸与利率は原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となっています。）入学前の貸与ではありませんので、ご注意ください。

II. 申請方法と手続きについて

【予約採用】 入学前に高等学校等で申し込む制度

高等学校等で採用候補者として決定している方が対象です。P1の「日本学生支援機構奨学金 採用候補者説明会」に出席したうえで、インターネットで「進学届」を入力してください。

【在学採用】 入学後に申し込む制度

P1の「日本学生支援機構奨学金 申請説明会」に出席し、5月上旬に申請書類（収入に関する証明書等）の提出とインターネットによる申込みを行います。

※ 募集は毎年、原則春に1回だけですので締切に注意してください。

※ 初回振込は7月です。（4月分から併せて入金されます。）

III. 学力と家計の基準について … 家計（4人世帯・自宅通学の場合の目安）

	学力 (1年次の場合)	年収・所得の上限額	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯
第一種奨学金 (無利息)	高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上の者	747万円程度	349万円程度
第二種奨学金 (利息付)	① 高等学校等における成績が平均水準以上の者 ② 学習に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	1,100万円程度	692万円程度

【年収・所得の上限について】

※ 家計支持者（父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人）の収入・所得金額が選考の対象となります。家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なります。表の「年収・所得の上限額」はあくまで目安です。世帯の人数・事情により増減します。

※ 「給与所得世帯」の上限額は収入金額（税込み）、「給与所得以外の世帯」の上限額は収入金額から必要経費を引いた金額です。

IV. 貸与月額と返還金額について

※ 貸与月額は以下の通りです。（家計支持者の収入によっては選択できない金額もあります。）

第一種奨学金	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円から選択
	自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、45,000円、51,000円から選択
第二種奨学金		20,000円～120,000円（1万円単位）から選択

※ 奨学金の返還方法は、毎月決まった額を返還する「定額返還方式」と、収入に応じて返還額が決まる「所得連動返還方式」の2つがあります。以下は「定額返還方式」での毎月の返還額と返還回数の一例です。

貸与種別	貸与月額	貸与総額 (48か月の場合)	返還月賦金額	返還回数 回(年)
第一種奨学金	45,000円	2,160,000円	12,857円	168(14)
	51,000円	2,448,000円	13,600円	180(15)
第二種奨学金	50,000円	2,400,000円	16,769円	180(15)
	80,000円	3,840,000円	21,531円	240(20)

V.保証制度について

人的保証と機関保証のいずれを選択するかは、申請者の自主的判断によります。

【人的保証制度】

連帯保証人（父又は母、もしくはこれに代わって家計を支えている者）と併せて保証人（原則4親等以内の親族で、本人・連帯保証人と別生計で65歳未満の者）が必要です。

【機関保証制度】

一定の保証料を支払うことにより、保証機関からの保証を受けるものです。保証料は毎月の奨学生金から差し引かれます。連帯保証人や保証人を引き受けてくれる人を探して依頼しなくとも、自分の意志と責任において奨学生金の貸与を受けることができます。保証機関の保証を受けても、奨学生金は本人が返還しなければなりません。

保証料月額の一例（昨年度実績のため、変更されることがあります。）

	貸与月額	保証料	振込額		貸与月額	保証料	振込額
第一種 奨学生	45,000円	1,515円	43,485円	第二種 奨学生	40,000円	1,495円	38,505円
	51,000円	1,821円	49,179円		80,000円	4,320円	75,680円

VI.採用時・貸与中の手続き

- ※ 奨学生の採用後（入金後）に採用者説明会があります、この時に「返還誓約書」と住民票や印鑑証明書等の提出について説明します。
- ※ 奨学生は、奨学生に採用され日本学生支援機構が貸与を認めた月から、原則として標準修業年限の間、毎月、本人名義の普通貯金口座に振込まれます。なお、初回振込等特別な場合は、2ヶ月分以上まとめて振込む場合もあります。取扱い金融機関は、日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）になります。（注：農協、信託銀行、外資系銀行、ネットバンクは取扱いできません。）
- ※ 毎年、「奨学生継続願」を提出し、奨学生としてふさわしいかどうかの認定を学校より受ける必要があります。これを怠った場合は、奨学生の身分を廃止します。
- ※ 留年・休学中は奨学生が廃止又は停止されます。

VII.返還について

- ※ 奨学生には返還の義務があります。返還金は、後輩奨学生の奨学生として直ちに活用される重要なものです。
- ※ 貸与が終了した翌月から数えて7か月目から口座振替が始まります。
- ※ 全額または一部を繰上げ返還することができます。
- ※ 収還中に病気・失業などで、収還が困難になった場合は、状況に応じて月賦金額を減額して収還期間を延長する制度や収還期限を猶予する制度等があります。

【日本学生支援機構 納付奨学生について】

- ※ 高等学校等で採用候補者として決定している方は、P1の「日本学生支援機構奨学生 採用候補者説明会」に出席したうえで、インターネットで「進学届」を入力してください。採用候補者説明会に出席できない場合は、4月5日(金)までに担当窓口に来てください。申し出がない場合には、4月下旬に授業料が引き落とされます。
- ※ 納付奨学生は住民税非課税世帯（市町村民税所得割額が0円）の人、生活保護受給世帯の人及び社会的養護を必要とする人が対象となっています。
- ※ 予約採用のみで在学採用はありません。（二大学入学後に申請することはできません。）
- ※ 納付奨学生は納付対象である限りは授業料を全額免除する予定ですが、それにともない納付月額が自宅通学者0円、自宅外通学者20,000円に減額されます。
- ※ 納付奨学生は基本的には収還の義務はありませんが、学業不振等の場合には、支給済みの奨学生の収還を求められることがあります。

【地方公共団体や民間育英団体等の奨学生について】

- ※ 信州大学には、地方公共団体や民間育英団体等から、様々な奨学生の募集案内が届けられます。これらの奨学生は、貸与型奨学生のほか、卒業後返還が求められない給付型奨学生も含まれています。募集の時期は、団体により異なりますが4月～6月のものが多く、募集の情報は、学内掲示板及び信州大学のホームページ（キャンパス情報システム）でお知らせします。
- ※ 平成30年度に募集があった奨学生については、学生総合支援センターのホームページに掲載していますのでご覧ください。

この案内に記載されている情報は平成30年11月現在のものであり、今後変更となる可能性があります。奨学生の申請にあたっては、説明会でお配りする「奨学生案内」をご確認いただきますようお願いいたします。

【信州大学の授業料免除・徴収猶予・月割分納制度について】

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、その期の授業料を免除（全額又は半額）・徴収猶予・月割分納する制度があります。

申請者の中から、本学が定める 家計基準※1 及び 学力基準※2（下記参照）の双方を満たす者を選考し決定します。

【授業料免除制度】 授業料の全額又は半額の免除受けることができます。

【授業料徴収猶予制度】 授業料の支払期限が一定期日まで延期される制度です。

【授業料月割分納制度】 授業料を月ごとに分割して支払うことができる制度です。

【申請方法等】

P1 の「授業料免除等申請説明会」に出席してください。申請書類を配付し、手続き等説明いたします。なお、在学中の申請手続は、半期（前期・後期）ごとに行い、その都度行う説明会に出席してください。

※1 授業料免除の家計基準について（収入・所得限度目安）

世帯人数	給与収入の場合 総収入金額（控除前の額）	事業所得の場合 総所得金額
Ⓐ 4人世帯 〔父（所得者）・母（無職）・本学学生（自宅外通学）・公立高校生（自宅通学）〕の場合	550万円程度	330万円程度
Ⓑ 5人世帯 〔Ⓐの4人世帯 + 公立中学生（自宅通学）〕の場合	620万円程度	370万円程度
Ⓒ 5人世帯 〔Ⓐの4人世帯 + 私立大学生（自宅外通学）〕の場合	760万円程度	500万円程度

・ 金額は所得の種類、世帯の構成員により一概に言うことはできません。

・ 徴収猶予・月割分納の家計基準は緩やかになります。

※2 授業料免除の学力基準について

平成31年4月入学生の前期分については、本学入学試験の合格をもって学業優秀とみなし、基準該当者とします。（後期分以降については別に定める基準となります。）

成績優秀学生に対する授業料免除制度について

学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められる学生に対して、当該年度の後期分授業料を免除する制度です。対象学生には10月下旬にお知らせします。選考基準等は学部により異なりますので、詳細については、所属学部の案内又は学務係にお問い合わせください。

